

消防署への各種届出書類等の郵送による受付について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、消防本部・消防署（分署・庁舎を含む）へ来署せずに必要な手続きができるよう、当面の間、提出書類の郵送による受付を実施します。

郵送をされる場合は、下記の事項に留意してください。

1. 郵送受付の対象となる届出書類

手数料納入が必要となる申請や証明書を除く各種届出書を郵送受付の対象とします。

2. 返信用封筒を同封してください

副本等の返却が必要となる届出書類を郵送する場合は、必ず宛名・宛先等を記入した返信用封筒に必要な金額の切手を貼付して同封してください。

3. 記入漏れがないか必ず確認してください。

記入漏れ等の不備があると受付できませんので、郵送前に必ず確認してください。

4. 連絡先（担当者等）を必ず記入してください。

郵送された届出書類に不備や不足等があった場合は、電話により連絡いたしますので、担当者名、電話番号またはメールアドレス等の連絡先を必ず記入してください。

5. わからない事などは、事前にお電話ください。

提出先や提出部数、手数料の有無など、不明な点がありましたら、下記の各消防署へ電話にてご確認ください。

<連絡先>

消防本部・西庁舎（代表） 0968-73-5271

荒尾消防署（代表） 0968-63-1121

・緑丘庁舎 0968-66-0072

・長洲分署 0968-78-0145

・南関分署 0968-53-0309

玉名消防署（代表） 0968-73-7117

・天水分署 0968-82-2495

・和水菊水分署 0968-86-2207

・和水三加和分署 0968-34-2600

・玉東分署 0968-85-3519

※1 副本の郵送を希望される場合は、受付後、概ね1～2週間程度で返信します。

※2 消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等による書類の紛失防止のため、簡易書留等の配達記録が残る方法で郵送されることを推奨します。

※3 副本等の返信を希望される場合、返信用封筒が同封されていない場合や、必要な料金の切手が貼付されていない又は不足している場合は返信ができません。